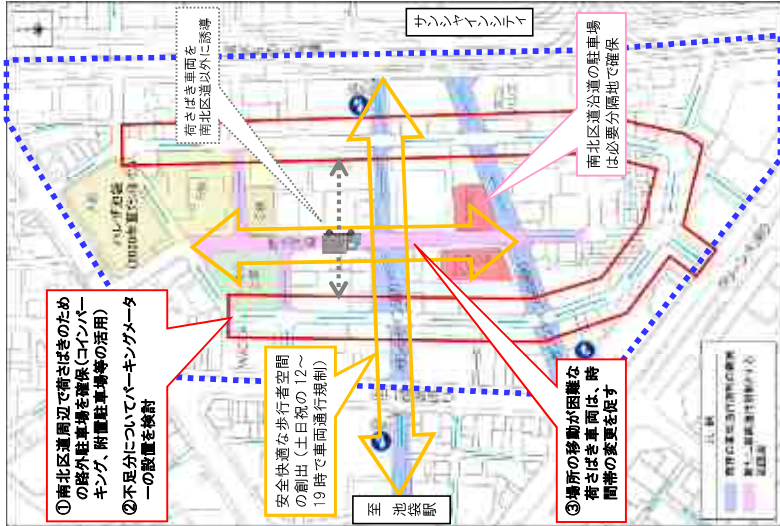


V. 南北区道の車両通行規制に伴う荷さばきスペース確保の検討

1. 荷さばき関連施策の取り組みSTEPイメージ(案)

※記載の荷さばき施策は、今後検討していく内容を示したものであり、実施が確定したものではありません

STEP1 (短期：ハレザ池袋の開業を目途とする)



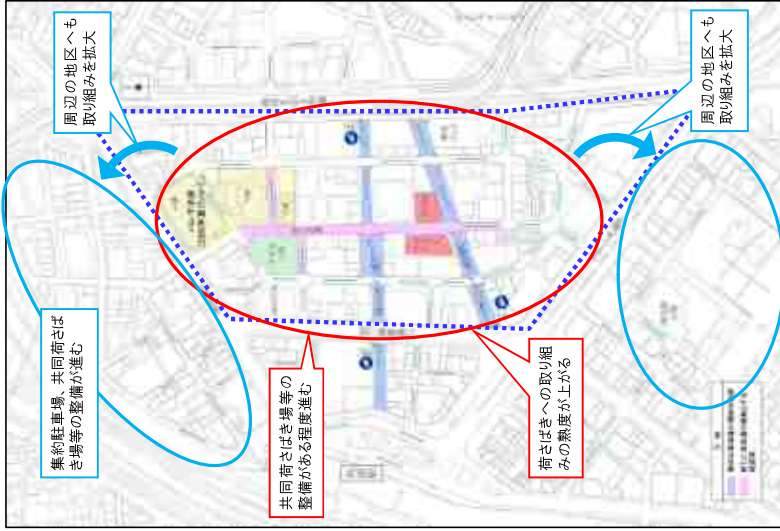
【荷さばき関連施策の考え方】

- 将来的には路上荷さばきを無くすことを目指すが、短期では無理なため、まずはハレザ池袋の開業を見据えて南北区道の歩行者空間の確保を目的とした荷さばき対策を進める。

【主な荷さばき関連施策】

- 短期～中長期的な展開を見据えた施策
 - ・路外駐車場の確保⇒(本資料で主に検討する事項)
 - ・路上パーキングメーターの設置
 - ・荷さばきルール策定(荷さばきの秩序化、マネジメント、施策の実効性の確保)
- 長期的な展開を見据えた施策
 - ・駐車場地域ルール運用による共同荷さばき場の確保

STEP2 (中期)



【荷さばき関連施策の考え方】

- 荷さばき関連施策をさらに進捗させる
- ・この段階では、開発、建替等に伴う共同荷さばき場の整備がある程度進捗し、地元や運送事業者の理解も進んでいる状況。これを踏まえて、STEP1で確保した荷さばき場について、地元(民間)で運用する仕組みを構築するとともに、開発等により共同荷さばき場が整備された箇所はSTEP1で確保した荷さばきスペースを順次廃止。

【主な荷さばき関連施策】

- ・南北区道周辺地区で展開してきた荷さばきの取り組みを周辺地区でも展開
- ・駐車場地域ルールに基づき、開発、建替等に伴う共同荷さばき場の整備をさらに加速させる

STEP3 (将来)



※共同荷さばき駐車場やフリッジ(集約)駐車場の位置はイメージです

【荷さばき関連施策の考え方】

- 荷さばき車面の路上駐車をほぼ全て無くす(ほぼ全て路外で受入れる体制が整う)

【主な荷さばき関連施策】

- 大規模開発に伴う施策
 - ・比較的大規模の共同荷さばき駐車場の整備が完成
 - ・上記の荷さばき場を活用した共同集配送システムの導入検討(技術の進展により画期的な荷さばきシステム等の開発も期待されることから、共同集配送システムに拘らず、技術動向を踏まえて最新のシステムの導入を検討する)
 - 中小規模の開発、単独建替に伴う施策
 - ・小規模の共同荷さばき場の整備が必要分完成
- ※STEP1で確保した荷さばきスペースは全て廃止

2. STEP 1（短期：ハレザ池袋の開業を目的）の荷さばき施策の検討方針

<STEP 1の荷さばき施策の考え方>

①将来的には路上荷さばきを無くす（全て路外で受け入れる）ことを目指すが、短期では困難なため、まずはハレザ池袋の開業を見据えて南北区道の歩行者空間の確保を目的とした荷さばき対策を進める。

・南北区道の車両通行規制により、南北区道に路上駐車していた荷さばき車両が南北区道の周辺の道路に移動し、南北区道の周辺の道路が路上駐車状況が悪化するようなことが無いように対策に取り組む。

対策の検討手順は、右図「STEP 1の荷さばき対策の検討フロー（案）」を参照

②現在、南北区道の周辺の道路上で荷さばきしている車両は、同時並行で進める駐車場地域ルール運用による共同荷さばき場の確保により対応していくこととし、早期実現に向け駐車場地域ルールの策定を進める。

・現状では荷さばきスペースを設置できる場所が限られていることから、当面は南北区道沿道の荷主への荷さばき用として利用し、開発や立替えに伴い全ての荷さばき車両を受け入れられるよう荷さばきスペースを増やしていく。

<平常時と実証実験実施時の荷さばき車両の駐車両数>

・平常時と実証実験実施時の南北区道（12時～19時）の荷さばき車両の駐車両数の延べ台数は以下のとおりである。平常時に対して実証実験実施時は約1/3に減少しており、2/3は荷さばき時間帯の変更又は場所の変更を行ったと考えられる。

【平常時】

駐車パターン	延べ駐車台数
駐車パターン1	24
駐車パターン2	2
駐車パターン3	27
合計	53

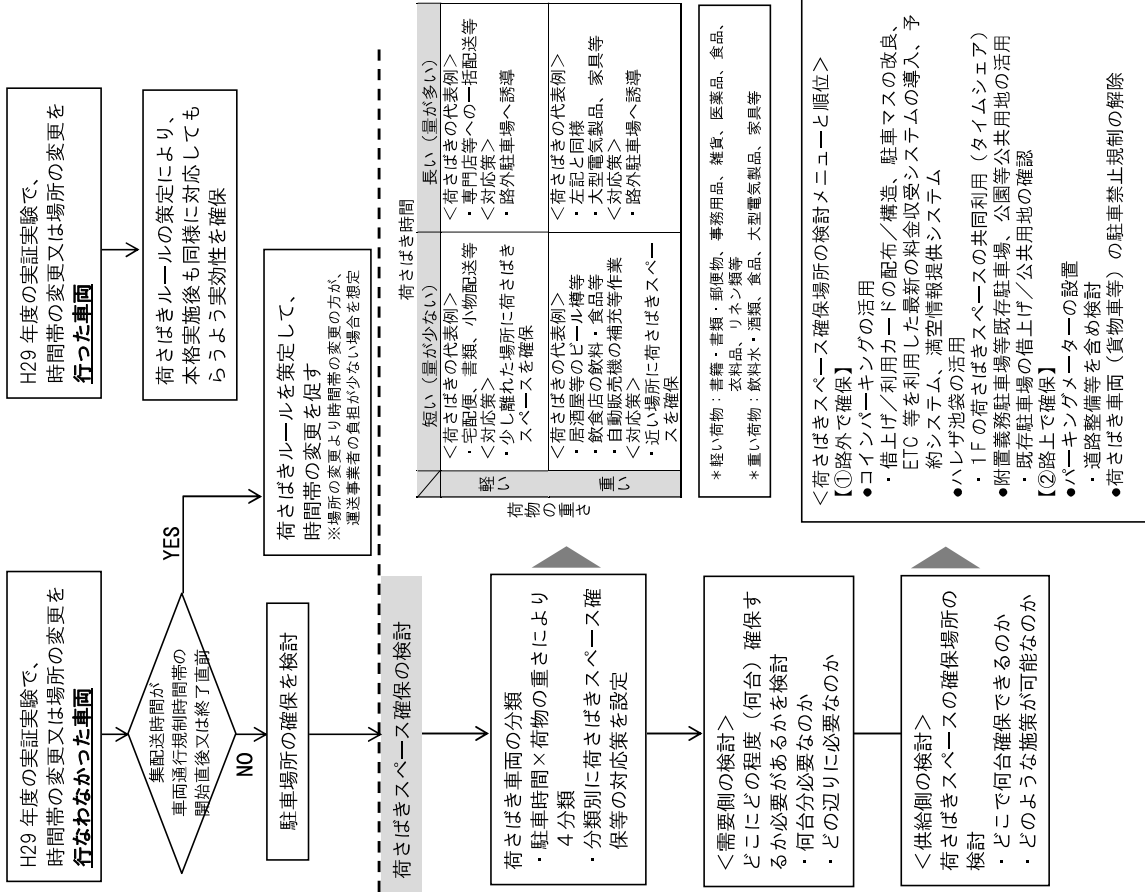
【実証実験実施時】

駐車パターン	延べ駐車台数
駐車パターン1	7
駐車パターン2	0
駐車パターン3	10
合計	17

- > 駐車パターン1：1日に1回だけ駐車（宅配便、面定店舗等への集配送）
- > 駐車パターン2：1日に2回（午前と午後）駐車（宅配便、固定店舗等への集配送）
- > 駐車パターン3：複数箇所に駐車（飲食店（酒類や食料品等）やリネン類の集配送（ルート配送））

時間帯の変更又は場所の変更
行なわなかった車両：17台（延べ台数）
行なった車両：36台（延べ台数）

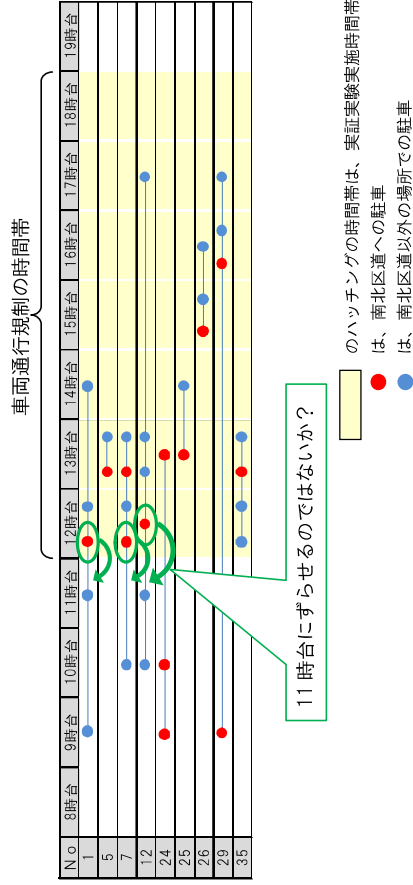
<STEP 1の荷さばき対策の検討フロー（案）>



<南北区道の荷さばき車面の時間帯変更の可能性の検討>

- ・実証実験実施時に、荷さばき時間帯の変更又は場所の変更を行わなかった荷さばき車面について、時間帯の変更の可能性を検討する。
- ・時間帯の変更ができる可能性が高いのは、地区内でルート配送を行っているパターン3と考えられることから、パターン3の10台（延べ台数：車両台数は9台）について時間帯の変更を検討する。
- ・10台中3台は、12時台に荷さばきを行っていることから、少し早めに作業を開始すれば11時台に変更できる可能性があると考えられる。ただし、荷主から時間帯を指定されていることも考えられるため、実際に時間帯の変更ができるかは、個別に調整が必要である。

【実証実験実施時の南北区道の荷さばき車面（パターン3）の駐車時間帯】

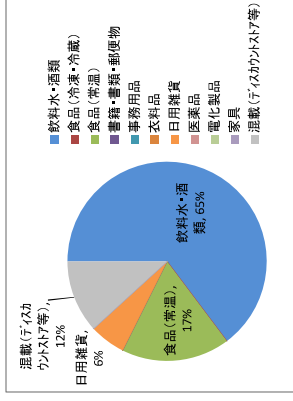


- ・ただし、現時点では、荷さばき時間帯の変更が確実にできるとは言い切れないことから、荷さばきスペースの確保は、実証実験時に南北区道に路上駐車していた荷さばき車両17台を対象として検討することとし、時間帯の変更は考慮しないこととする。

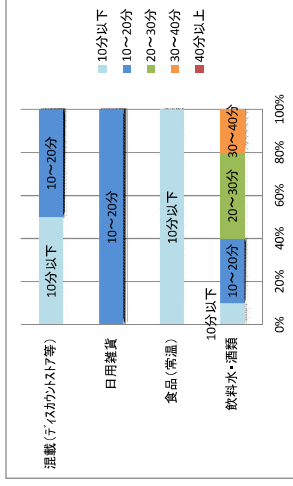
<南北区道周辺街区の荷さばき車面の分類>

- ・平成25年度に実施した荷さばきアンケート結果より荷さばき車面の分類を行った。(P.1)の範囲内で土日に荷さばきを行っている車面を対象に集計
- ・配送している荷物の種類は以下のとおりである。また、荷物の種類別の荷さばき時間は以下のとおりである。

【配送している荷物】



【荷物の種類別の荷さばき時間】



- ・上記の比率を基に、実証実験時に南北区道に路上駐車していた荷さばき車両17台を分類すると以下のとおりとなる。

【南北区道周辺街区の荷さばき車面の荷物の種類と荷さばき時間による分類】（単位：延べ駐車台数）

荷物の種類	荷さばき時間が短い (10分以下)		荷さばき時間が長い (10分以上)		合計
	軽い	重い	軽い	重い	
食品	0	1	0	1	3
日用雑貨	0	1	1	1	1
飲料水・酒	1	1	10	1	11
混載	5	1	1	1	2
合計	5	5	12	5	17

- ・上記を基に、前項の荷さばき車面の分類表に当てはめると、以下のとおりとなる。

荷物の重さ	荷さばき時間		合計
	短い (量が少ない)	長い (量が多い)	
軽い	3台	1台	4台
重い	2台	11台	13台

※重い荷物で荷さばき時間が短いもの（ビール樽等）は荷持ちが困難なので、荷さばき時間の変更が適していると考えられる。

- ・上記のとおり、荷さばきスペース確保等の対応方針を整理したが、一方で、荷さばきスペースの候補地は限られており（後述の「荷さばきスペースの候補地の整理」を参照）選べるほど場所がないため、極力南北区道に近い場所にできるだけ多く確保できるような検討することとする。

2. 荷さばきスペースを確保する台数と場所の検討

(1) 荷さばきスペースを確保する台数と確保する場所の候補（需要側の検討）

- ・荷さばきスペースを確保する台数は、実証実験中に南北区道に路上駐車していた荷さばき車両の台数を最小値とし、**且差動等を考慮して+αを確保する**こととする。
- ・実証実験中に南北区道に路上駐車していた荷さばき車両の台数は、右表のとおりである。
- ・また、区間別・時間帯別の荷さばき車両の路上駐車台数は右のグラフのとおりである。

駐車パターン	実証実験中の南北区道の路上駐車延べ台数 (12時～19時)
パターン1	7台
パターン2	0台
パターン3	10台
合計	17台*

*うち1台は、2回駐車しているため、
駐車車両台数は**16台**となる。

- ・荷さばきスペースを確保する候補場所は、**横持ち距離等を考慮して、左図の路線（緑色の路線）を対象とする**。この路線の沿道において、荷さばきスペースに活用できそうな以下の①②の場所を既存資料及び現地踏査にて確認する。

- ①路外駐車場：コインパーキング、附置義務駐車場
- ②民間用地：荷さばき場として活用できそうな民間施設や空地

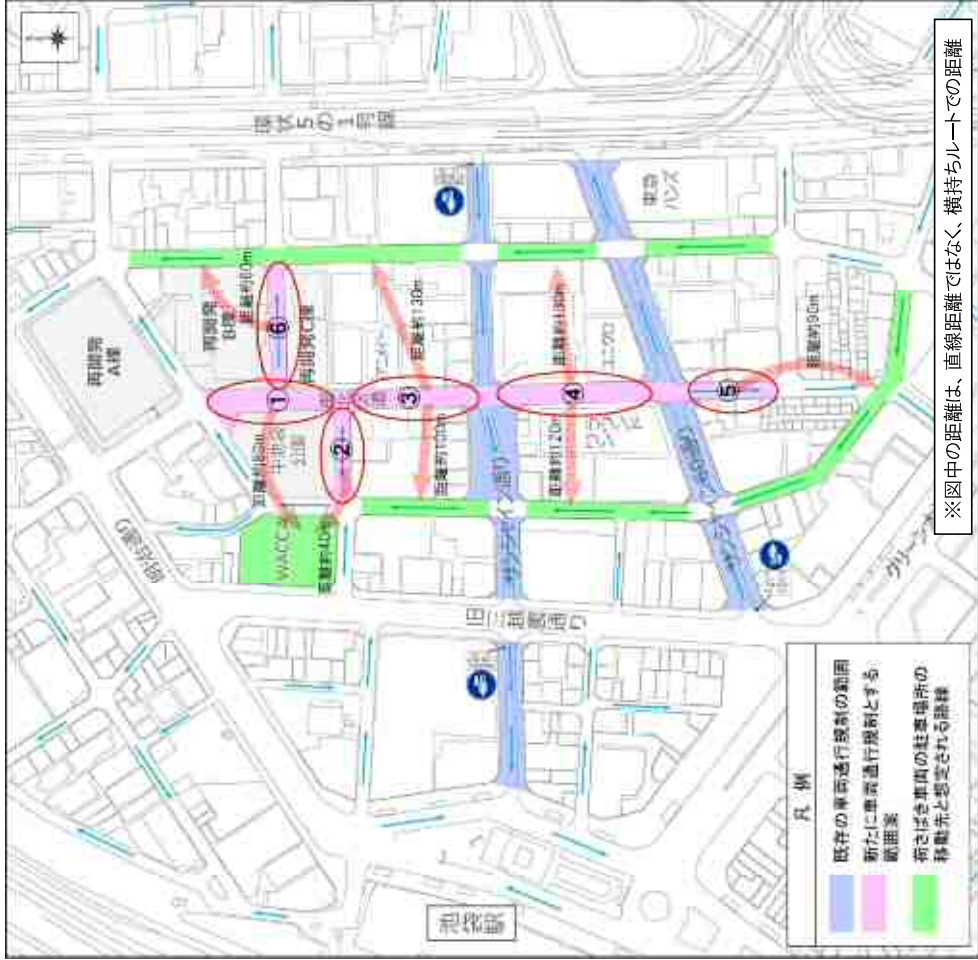
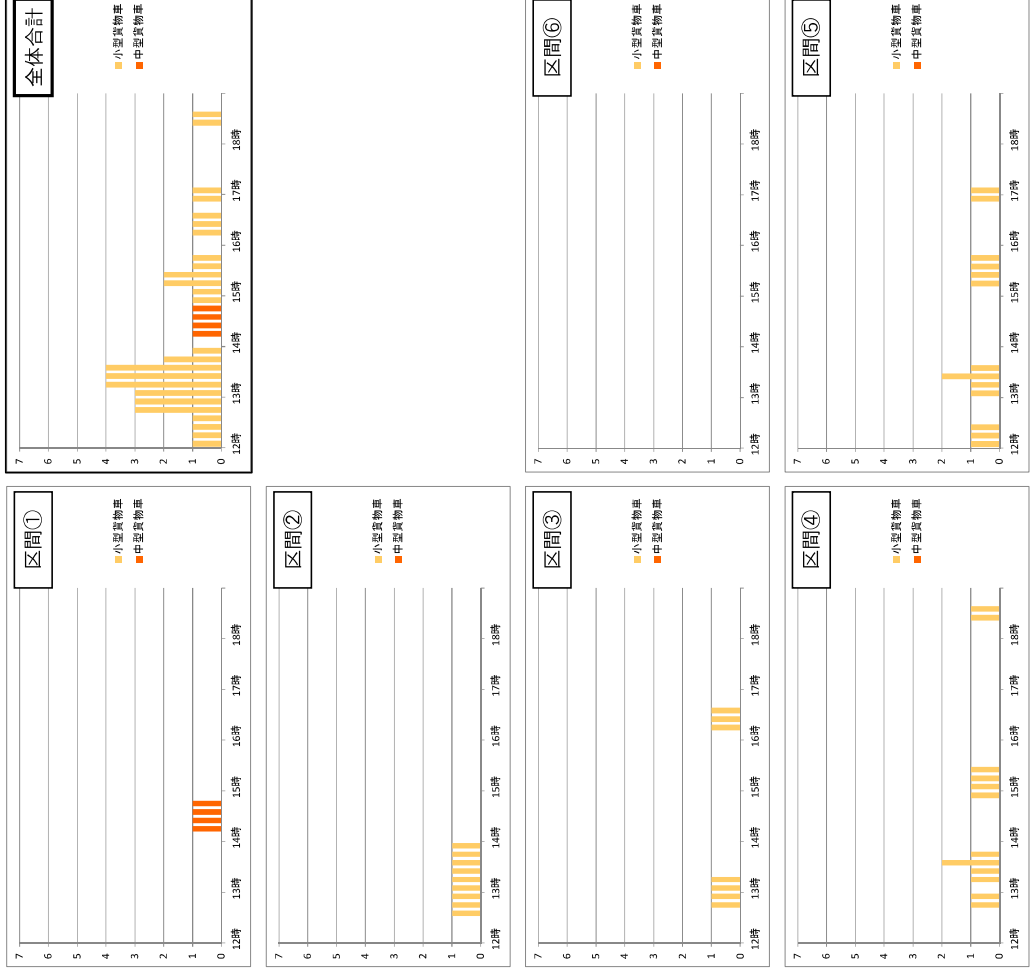
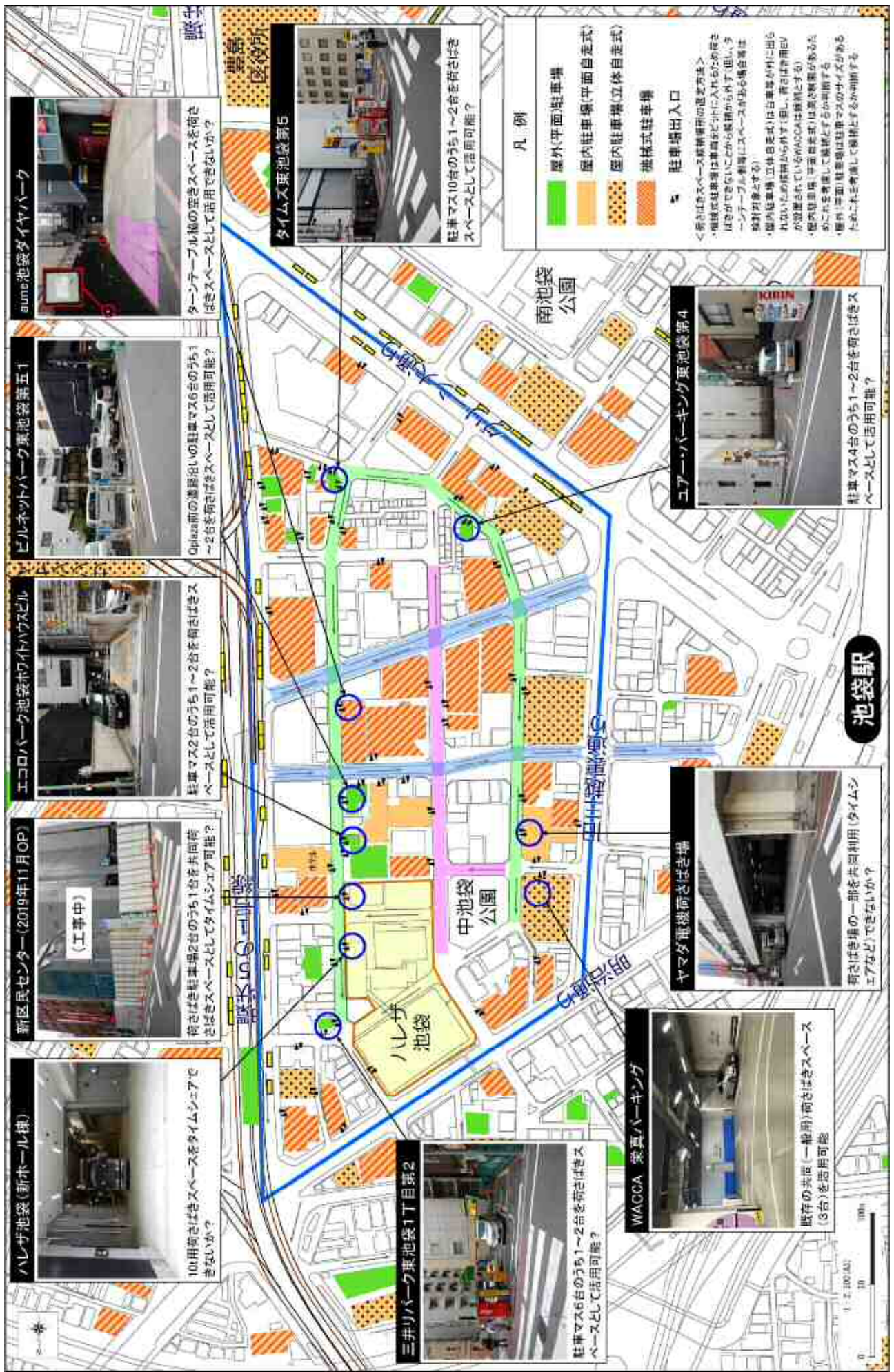


図 南北区道の区間毎の荷さばき車両の路上駐車台数（単位：延べ台数）

(2) 荷さばきスペースの候補地の整理（現地踏査結果）（供給側の検討）

・現地踏査を行った結果、荷さばきスペースの候補となる場所として以下の場所が確認できた。



(3) 荷さばきスペースの候補地との交渉・調整結果

・現地踏査で確認した荷さばきスペースの候補となる場所について、実際に荷さばきスペースとして活用できるか、駐車場のオーナーや管理者との交渉・調整を行った。結果は以下のとおりである。

No	駐車場名	備考	交渉結果 (利用の可否)	運用の しやすさ
A	ハレザ池袋 A棟 (Hareza Tower)	地下1階荷捌き場から館内に入る段階で、A棟関係者以外 の入館はできないため、受入は不可。	×	△
B	ハレザ池袋 B棟 (Brillia HALL)	荷さばき利用の予約が入っていないければ、利用は可能。ただ し、以下の運用が必要 ①事前に管理室に TELにて荷捌き空き状況を確認 ②空きの場合、荷捌き場に車両を止め、駐車場のインターフ ォンにて中央監視室に駐車した旨連絡 ③緊急連絡先を運転席に掲示したうえで、所定時間内の車両 の駐車、荷捌きを行う ④緊急にて車両の移動が必要な場合は、ビル側から連絡し、 速やかに移動対応を頂く	○	×
C	新区民センター	12時から16時でタイムシェア(1台分)可能。	○	△
D	三井リパーク 東池袋1丁目第2	過去と同様であれば可能性あり。(オーナーに確認が必要)	○	○
E	WACCA	利用可能。	○	○
F	ヤマダ電機 荷さばき場	実験では協力可能。ただし、軽自動車1台分のみでかつク リスマス商戦を避けるため時期は12月中旬まで。本格実施 (オールシーズン)では協力は困難。	△	△
G	エコロパーク	利用可能。	○	○
H	ビルネットパーク	可能性あり。使い方としては、日時を決めた貸切という形。 但し、11月に工事に入るので、実験時は協力不可。	△	△
I	aune 池袋	事業の内容は理解できるが、恒常的に場所を提供することは できない。	×	△
J	タイムズ 池袋東第5	貸切という形であれば可能。	○	○
K	ユアパーク	荷さばき駐車スペースとしては貸出できない。仮に荷さばき 利用を1台でも認めた場合、他の乗用車利用の出入りに支障 をきたすため。	×	△

※交渉結果：○利用可能、×利用不可、△制限あり

※運用のしやすさ：○運用上大きな制限は無い、△やや制限あり、×かなり制限あり(実質運用が困難)



図 荷さばきスペース候補地の位置と利用の可否

4. 荷さばきスペース確保の計画

(1) 荷さばきスペース確保の計画

- ・前段で整理した、区間別・時間帯別の荷さばき車両の路上駐車台数と荷さばきスペースとして利用可能な場所を踏まえて、どこに何台確保するかを整理する。
- ・なお、今回の実証実験においては、時間貸し駐車場は借上げて利用するが、本格実施に向けては、時間貸し駐車場を荷さばきスペースとする場合、借上げるのか、パスカードを発行するのか、運用方法については検討が必要である。

■区間①、②の荷さばき車両

- ・位置的に最も近い（横持ち距離が短い）WACCA（距離約40～80m）に荷さばきスペースを2台確保する。

<収容台数の確認>

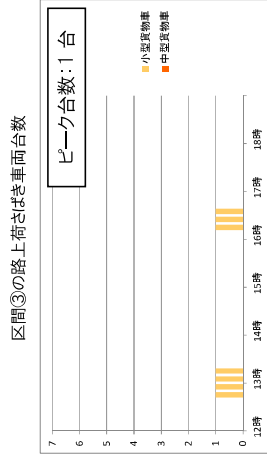
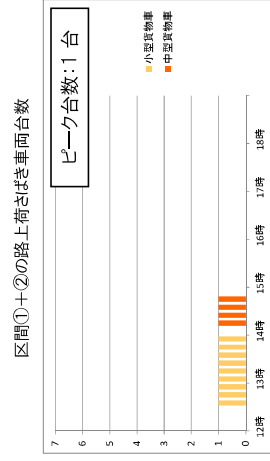
- ・WACCAには、一般の荷さばき車両が利用できる駐車スペースが3台あり、駐車場事業者へのヒアリングでは、常に2台程度は空いているとのこと。（H27、H29の実証実験でも利用させて頂き、荷さばき車両の利用実績も比較的好い）

■区間③の荷さばき車両

- ・位置的に最も近いのはWACCA（距離約110m）だが、WACCAは区間①+②の荷さばき車両も利用することから、**基本はWACCAを利用し+α分としてヤマダ電機の荷さばき場（距離約100m）にも荷さばきスペースを1台確保する。**

荷さばきスペースの台数3台 > ピーク時路上荷さばき車両台数2台

※三井リパーク東池袋1丁目第2駐車場も利用可能であるが、位置的に南北区道から遠いこと、WACCAとヤマダ電機の荷さばき場で台数が充足できること、H29年度の実証実験で荷さばきスペースを設置したが利用は0台だったことから、今回は利用しないこととする。



【WACCA】

- ・時間貸し駐車場
- ・荷さばき車両用の駐車マス（時間貸し）が3台設置されており、2tロングまで駐車可能。
- ・荷さばき車両用の駐車マス3台のうち2台を借上げて荷さばきスペースとして利用する



【ヤマダ電機荷さばき場】

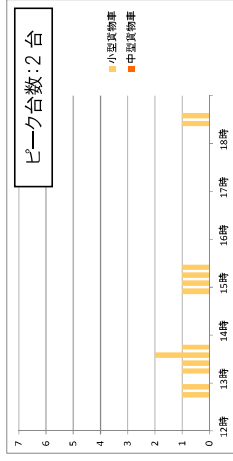
- ・店舗用荷さばき場
- ・ビルの1Fピロティにある荷さばき場で、フロア面積は広いが、一部が一般駐輪場と荷物置き場になっており、荷さばき車両の駐車スペースとしては小型貨物車1台分程度
- ・土日祝日の12～15時は、ヤマダ電機への配送は受け入れないことにしている。（駐輪場が一杯で大きな車両が入りできないため）



■ **区間④の荷さばき車両**

- ・位置的に比較的近く駐車マスも大きい「エコロパーク(時間貸し)」(距離約130m)で2台分の荷さばきスペースを確保する。
- ・ただし、ピーク時の需要が2台であるため、 $\pm\alpha$ 分として「新区民センター(施設専用荷さばき駐車場)」(距離約140m)で1台分を確保する。

区間④の路上荷さばき車両台数



荷さばきスペースの台数 3 台 > ピーク時路上荷さばき車両台数 2 台

【エコロパーク】

- ・時間貸し駐車場
- ・駐車マスのサイズは2 t 車のサイズだが、駐車マス後方に若干のスペースがあるため、2 t ロング車まで駐車可能
- ・2台分を借上げて荷さばきスペースとして利用する

2 t まで駐車可
2 t ロング駐車可



【新区民センター】

- ・施設専用荷さばき駐車場
- ・2台の荷さばきスペースが整備され、うち1台が共同荷さばきスペースとして利用可能である
- ・12時から16時で荷さばきスペースとして利用する
- ・建設中(2019年11月開業予定)。

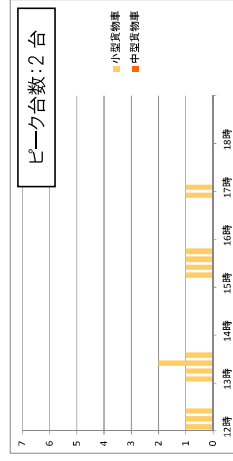
1台確保



■ **区間⑤の荷さばき車両**

- ・位置的に比較的近い場所で確保できるのが「タイムズ(時間貸し)」のみであるため、「タイムズ(時間貸し)」(距離約140m)で3台分の荷さばきスペースを確保する。

区間⑤の路上荷さばき車両台数



荷さばきスペースの台数 3 台 > ピーク時路上荷さばき車両台数 2 台

【タイムズ東池袋第5】

- ・時間貸し駐車場
- ・駐車マスのサイズは2 t 車
- ・利用可能な駐車マスは10台
- ・荷さばき車両が比較的駐車しやすいマスを3台借上げて、荷さばきスペースとして利用する

2 t まで駐車可
2 t ロング駐車可



VI. 南北区道の歩行者優先化の実証実験の計画

1. 南北区道の歩行者優先化の実証実験の概要（案）

(1) 実証実験の目的

- ・平成23年9月に策定した交通戦略に基づき、まちづくりと連携しながら交通戦略を推進し、目標とする交通環境実現のために学識経験者、国土交通省、東京都、警視庁、地元関係団体等からなる委員会を設置し、各種交通施策の実施に向けた詳細な検討・検証を行ってきた。
- ・本年度は、交通戦略の目標のひとつである、池袋駅東口周辺に安全・快適な歩行者空間を確保するための施策として、南北区道の歩行者優先化（車両通行規制）の実施に向けた実証実験を実施する。実証実験は、実効性の確認、地元関係者との協力関係の構築等を目的に行う。

(2) 実証実験で実施する施策

- ハレザ池袋への歩行者動線となる南北区道を実証実験の対象とし、歩行者が優先された道路とする。
- 【実施内容】**

 - 南北区道（中池袋公園～サンシャイン60通りの区間）を歩行者優先とするため、交通規制は変更せず**“お願いベース”**により、**当該区間の自動車の侵入を抑制する。**
 - 普段当該道路で路上駐車している荷さばき車両は、**本実験で設置する荷さばきスペースに誘導する。**
 - **荷さばきルール（案）**を事前に周知し、地元店舗等に協力して頂く。

- ・実証実験では、周辺交通への影響や地元の意見等を把握するとともに、歩行者空間の確保及び荷さばき対策の実施に向けた地元との協力関係の構築を行なう。



図 南北区道の通行状況

(3) 実証実験の実施日時

【実証実験実施日・時間帯】

- 実施日：令和元年11月9日（土）10日（日）、16日（土）17日（日）の4日間**
 ※11月9日（土）10日（日）は「アニメイトガールズフェスティバル」開催日
時間帯：12時～19時（サンシャイン通りの車両通行規制と同じ時間）
- ・10月26日（土）～27日（日）ハロウィンコスプレフェスティバル、11月1日（金）～3日（日）ハレザ池袋ブレアオープニングイベントが開催予定。

令和元年度 実証実験の実施内容（案）

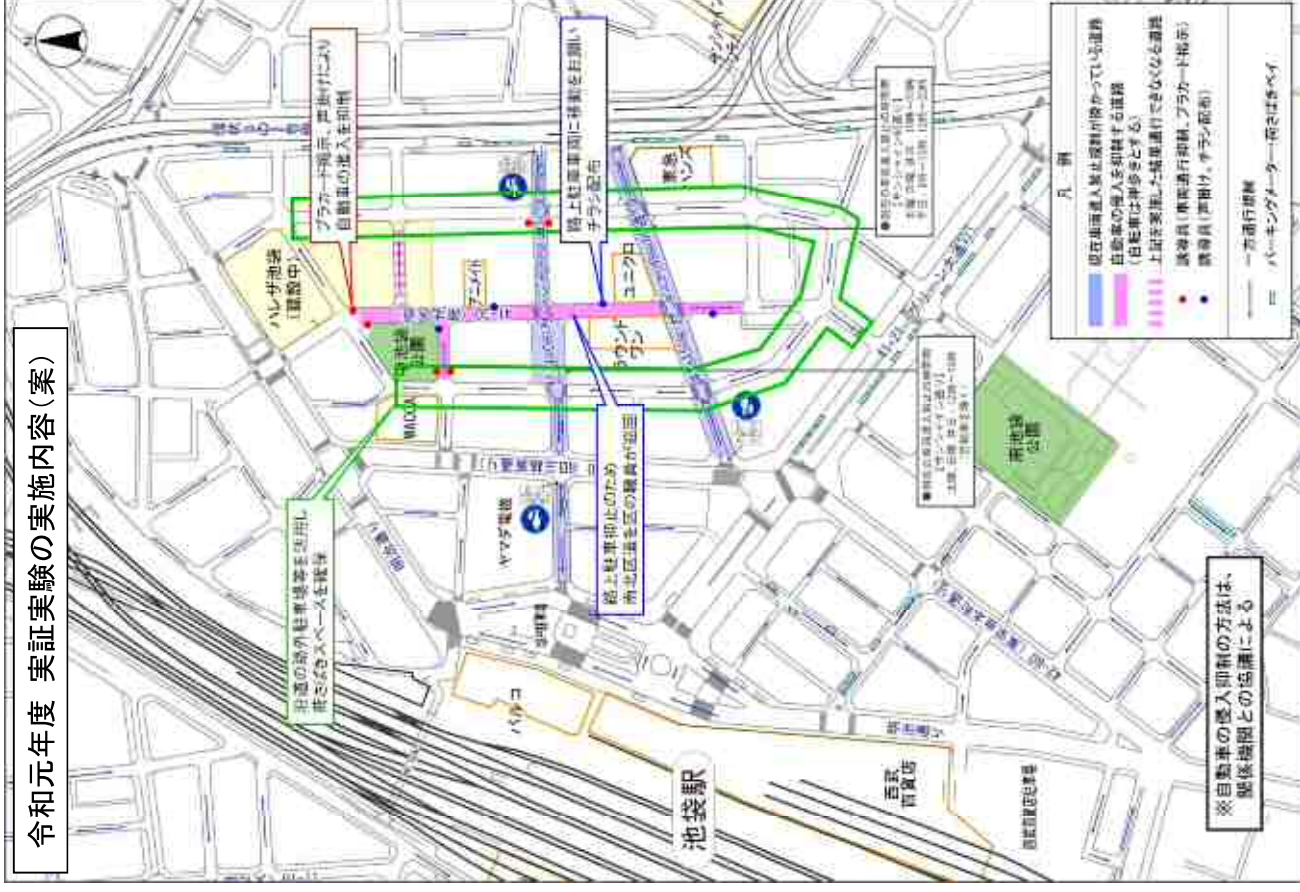


図 実証実験の実施内容（案）